

# 見守り 新鮮情報

## 第42号

突然、業者から「だまされた年寄りを**助ける**ために電話した。何か**買わされた**商品はないか。」という電話があった。

3年前に**訪問販売**で購入し、クレジット払い途中の48万円の家庭用温浴器のことを話した。

すると、「**解約の方法**を説明した**書類**を送るので、その通りに書いて業者に送るように。

解約できたら**手数料5万円**をもらう。」と

言われた。指示通りに書類を作り、

訪問販売業者やクレジット会社へ**郵送**。

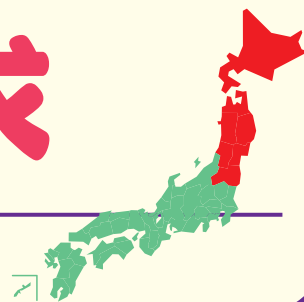
後日、電話で手数料の請求があり、

「払わないと**家族にばらす**。」と脅された。



# 「解約の方法」を教えると いって手数料を請求

■平成20年4月頃から ■北海道・東北地方で



## ひとこと助言



- 以前に訪問販売などで商品を購入した消費者へ、解約の方法を教えると電話で持ちかけ、手数料を請求する手口です。
- 弁護士などの資格がない者に、事業者からの返金の方法をアドバイスすると話を持ちかけられても、絶対にお金を支払わないことです。また、住所などの個人情報を聞かれても話してはいけません。
- 心配な時は、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。